

事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 2 日

商 工 会 御 中

岡 山 県 商 工 会 連 合 会
広 域 サ ポ ー ト セ ン タ ー

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業の創設について

このことについて、飲食店における感染防止対策の徹底と県民が安心して利用できる外食環境の整備のため、感染防止対策を講じている飲食店を認証する「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業」が創設されました。

つきましては、該当する事業者にとって有益な支援措置となっておりますので、積極的な制度の周知と支援での活用をお願いいたします。

記

1 対象者

県内飲食事業者

※風営法の適用店や接待を伴う飲食店、テイクアウト専門店、スーパー・コンビニエンスストアのイートイン等、認証の対象にならない営業形態があります。

2 認証取得のメリット

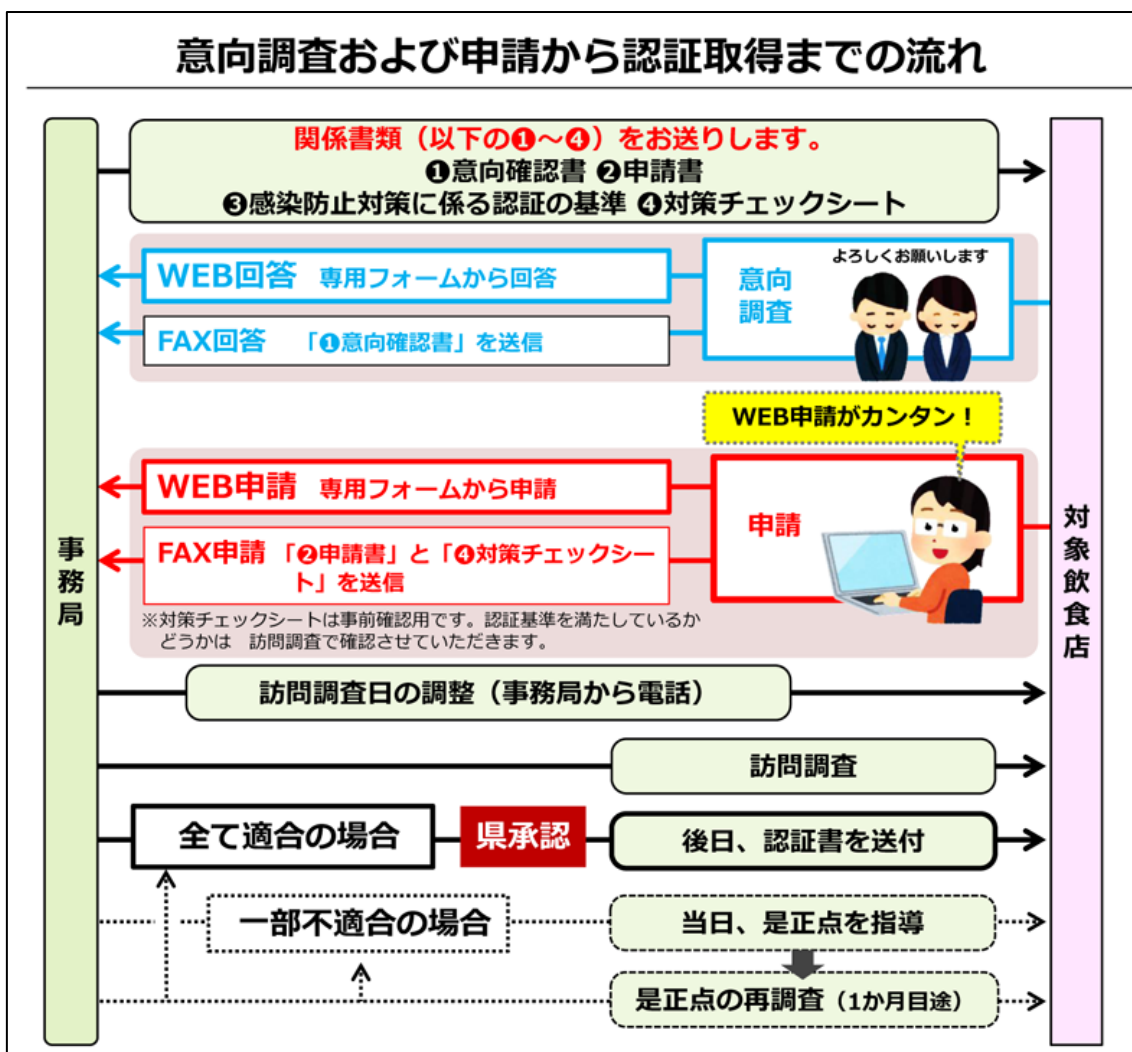
認証取得によるメリットは以下のとおりです。

- (1) 岡山県から認証店の利用促進PRの実施
- (2) 認証書やステッカー等を提供し、ホームページ等で紹介
- (3) 自社ホームページや販促に認証マークや認証取得済み等の記載

3 認証制度の流れ

食品衛生法に基づく「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を得ている事業者（店舗）に事務局から申請関係書類が届きます。事務局から届いた申請関係書類をFAX、またはホームページの専用フォームから「認証」を希望する飲食店が申請を行います。訪問調査日時の決定後、訪問調査員が訪問調査を実施し、「感染防止対策に係る認証の基準」の必須項目をすべて満たした場合には認証となります。

※申請関係書類が届かない場合でも、申請が可能な飲食店の要件を満たしていれば申請可能です。ホームページの専用フォームから申請ができますが、申請関係書類が必要な場合はコールセンターまでご連絡をお願いいたします。



※公式ホームページから抜粋

4 申請方法

(1) FAXで申請

届いた申請関係書類をもとに必要書類を送信してください。

<送信先>

F A X : 086-222-5613

※F A Xで申請する場合、未送信や誤送信を避けるため、送信後にコールセンターまでご連絡をお願いいたします。

(2) ホームページから申請

以下の参考URLの専用フォームから回答・申請してください。

参考URL：<https://www.okayama-ninsho.jp/>

(3) 郵送で申請

FAX同様の書類を郵送してください。

<郵送先>

〒700-0826 岡山市北区磨屋町3-10 岡山ニューシティビル8F

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業 事務局

申請受付係 宛

※原則としてはホームページ及びFAXでの申請となっています。

5 認証費用

無料

6 申請受付期間

第一期：令和3年8月2日（月）～令和3年10月31日（日）

第二期：令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）（予定）

7 問い合わせ先

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業 事務局

コールセンター：086-222-5611

（受付時間9：00～17：00 平日のみ）

（担当：広域サポートセンター 加藤・志田・永田）